

財政再生団体（夕張市）に対する 国の支援策についての提案・要望

平成 22 年 2 月

夕張市・北海道

国への提案・要望事項一覧

- 1 再生振替特例債に係る利子負担の軽減措置 P 1
(総務省・財務省)
- 2 特に疲弊した地域に対する財政支援の充実 P 2
(総務省)
- 3 補助金・交付金等の優先採択及び特例措置 P 3
(総務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
- 4 地方債制度に関する特例措置 P 5
(総務省)
- 5 国の制度変更等に伴う必要経費に対する財政支援の充実 ... P 7
(総務省・法務省)
- 6 義務教育確保のための施策に対する財政支援の充実 P 8
(総務省・文部科学省)
- 7 第三セクター等の整理に要する経費への財政支援の充実 ... P 9
(総務省)
- 8 基礎自治体による水平補完を促進するための支援の強化 ... P10
(総務省)
- 9 国家公務員の特別派遣制度の創設 P11
(総務省)
- 10 地方交付税の確保 P12
(総務省)
- 11 制度の弾力的運用 P12
(総務省)

1 再生振替特例債に係る利子負担の軽減措置（総務省・財務省）

夕張市が策定する財政再生計画を着実に進めるとともに、早期に財政の再生が図られるよう、市が発行を予定している再生振替特例債の利子負担を軽減するための必要な財政支援を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 12 条の規定に基づく再生振替特例債等を活用し、322 億円の収支不足を計画的に解消することとしている。
- ◇ 夕張市が財政再生計画に盛り込む施策を効果的かつ効率的に進め、必要な住民サービスを確保するとともに、早期に財政の再生が図られるよう、再生振替特例債に係る夕張市の利子負担をできるだけ軽減することが必要である。

<具体的な要望・提案事項>

- ◇ 再生振替特例債に係る夕張市の金利負担額が、現行の財政再建計画における道の短期貸付（一時借入金相当）と同様の年利 0.5%以下となるよう、国において財政支援を講じること。

2 特に疲弊した地域に対する財政支援の充実（総務省）

基幹産業の衰退や人口減少・高齢化が特に著しく、自治体の財政力が極度に脆弱な地域の再生に向け、各種補助・交付金や地方債制度の拡充など、手厚い財政支援を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 国においては、これまで過疎地域自立促進特別措置法などにより、人口減少等に伴い地域社会の活力が低下している地域に対し、その格差是正に向けた対策を講じている。
- ◇ 国庫補助事業の一括交付金化や過疎法の見直し等の検討に当たっては、地域の実情に十分配慮するとともに、産業構造や人口構造等の急激な変化により、特に疲弊している地域へのきめ細やかな対応が不可欠である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 国庫補助事業の一括交付金化に当たっては、財政再生団体等への配分額の上乗せなど、地域経済の実情や市町村の財政力に応じた制度設計を行うこと。
また、そのモデルケースとして夕張市への先行実施を検討すること。
- ◇ 地域格差の是正に向けた包括的な交付金制度の創設や過疎対策事業債の充実など、条件不利地域等への財政支援を強化するとともに、特に産業構造や人口構造等の急激な変化により疲弊が著しい地域に対しては、その運用に際し十分配慮すること。

《 地域格差の是正に向けた新たな支援制度（イメージ） 》

【支援制度の内容】

- ・住民の安全・安心な生活を確保し、地域の内発的・先進的な取組を総合的に支援する包括的な交付金制度を創設（交付率 10/10）
〈交付対象（例）〉住宅の確保（住宅再編事業含む）、医療・福祉サービスの確保、地域交通確保、地域衛生確保（し尿処理場や上下水道）、教育の確保のために実施する建設事業、維持補修及び維持管理経費 など
- ・過疎対策事業債の交付税算入率の引き上げ、起債事業対象の拡大

【特に疲弊した地域への配慮】

- ・基幹産業の衰退や人口減少・高齢化が特に著しく、自治体の財政力が極度に脆弱な地域に対しては、上記支援制度の運用に際し、交付金の優先採択等の特別措置を実施

(注) 以下(3～10)の提案・要望項目については、「2 特に疲弊した地域に対する財政支援の充実」の各論として位置づけるべきものも含まれているが、個別の支援策としても併せてご検討いただきたい。

3 補助金・交付金等の優先採択及び特例措置

(総務省・文部科学省・国土交通省・環境省)

夕張市が住民生活の維持・確保のために必要な施策を効果的かつ効率的に進めるとともに、早期の財政再生が図られるよう、国庫補助事業等の優先的な採択をお願いするとともに、補助率の引上げ等の特例措置を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市が策定する財政再生計画には、公営住宅の再編やし尿処理場の建設等、長期的な観点から住民生活の維持・確保に欠くことのできない事業を新たに盛り込むこととしている。
- ◇ これらの事業を効果的かつ効率的に進めるとともに、早期の財政再生を図るためには、国の補助事業等を最大限に活用し、夕張市の一般財源の負担を可能な限り縮減することが不可欠である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 夕張市が活用を予定している国庫補助事業等の優先採択を行うとともに、財政再生団体を対象とした補助率の引上げ等の特例措置を講じること。

《特例措置の主な提案内容》

項 目	国庫補助事業等	現行制度の概要	特例措置の提案内容
市営住宅の再編	地域住宅交付金 【国土交通省】	【対象事業】 公営住宅等の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備 等 【交付率】 概ね 45%	交付率の引上げ (45%→2/3 程度)
し尿処理施設の建設	循環型社会形成推進交付金 【環境省】	【対象施設】 循環リサイクルセンター 汚泥再生処理施設 最終処分場 高効率原燃料改修施設(モデル施設) 等 【交付率】 1/3 (モデル施設の場合は、1/2)	交付率の引上げ (1/3→1/2) ※モデル施設と同様の扱い

項 目	国庫補助事業等	現行制度の概要	特例措置の提案内容
消防救急無線 デジタル化整備	緊急消防援助隊設備整備費補助金 【総務省】	【対象設備】 広域応援対応型消防艇 災害対応特殊消防ポンプ車 救助消防ヘリコプター 消防救急デジタル無線設備 等 【交付率】 基準額の 1/2 〔基準額〕 デジタル無線設備 1.6 億円	基準額の引上げ（撤廃） 交付率の引上げ (1/2→10/10) 〔国の制度変更等に伴う 必要経費に対する財政 支援の充実について、重 ねて要望（後掲 5 参照）〕
地上テレビ放送の デジタル化	電波遮へい対策事業費補助金（辺地共聴施設整備事業） 【総務省】	【対象地域】 山間部などテレビ放送の視聴が困難な地域 【対象施設】 有線共聴施設の受信点整備 無線共聴施設の受信点整備、有線伝送路、送信設備 【交付率】 1/2（新設の場合は、2/3）	交付率の引上げ（1/2、2/3→10/10） 〔国の制度変更等に伴う 必要経費に対する財政 支援の充実について、重 ねて要望（後掲 5 参照）〕
	電波遮へい対策事業費補助金（デジタルテレビ中継局整備事業） 【総務省】	【対象地域】 条件不利地域 【対象施設】 中継局施設（局舎、鉄塔等） 【交付率】 1/2（新設の場合は、2/3）	
小・中学校の統合 （通学バス定期代の給付）	へき地児童生徒援助費等補助金 【文科省】	【対象経費】 スクールバス・ボートの購入費 遠距離通学費 寄宿舎居住費 等 【交付率】 1/2	交付率の引上げ (1/2→10/10) 交付年限（5 年）の延長 〔義務教育確保のための 施策に対する財政支援 の充実について、重ね て要望（後掲 6 参照）〕
除雪車両の更新	建設機械整備費補助金 【国交省】	【対象設備】 除雪車、雪上車、小型除雪機 除雪機械の格納庫 等 【交付率】 2/3	交付率の引上げ (2/3→3/4)

◇ 国における各種補助制度等の規制緩和を行うこと。

《 規制緩和等（例） 》

- ・ 公営住宅入居基準の緩和
- ・ 下水道処理施設へのし尿投入量の緩和
- ・ 国庫補助事業を活用して整備を行った施設等の処分（除却、売却等）に伴う補助金返還規定の緩和
- ・ 閉校となった小中学校用地など、未利用国有地の賃借料の免除 等

4 地方債制度に関する特例措置（総務省）

夕張市が住民生活の維持・確保のために必要な施策を計画的に進めるとともに、早期の財政再生が図られるよう、地方債（特に過疎対策事業債）の対象事業の拡大、借入要件の緩和、充当率・交付税算入率の引上げ等の特例措置を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市が策定する財政再生計画には、公営住宅の再編やし尿処理場の建設など、長期的な観点から住民生活の維持・確保に欠くことのできない事業を新たに盛り込むこととしている。
- ◇ 財政再生計画を着実に進め、早期に財政再生を成し遂げるためには、事業の財源として地方債を効果的に活用し、計画期間における歳出の平準化を図ることが不可欠である。
- ◇ また、地方債の償還に伴う後年度の負担を軽減するためには、元利償還金に対する交付税算入率の高い地方債を活用することが有効である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 夕張市が活用を予定している各種地方債について、より有利な条件での資金調達が可能となるよう、過疎対策事業債と同等程度の充当率・交付税算入率に引上げを図ること。（または、過疎対策事業債の対象とすること。）

《 地方債（過疎債以外）の活用を予定している主な事業 》

項 目	現行制度で適用可能な地方債
市営住宅の再編	公営住宅建設事業債（充当率：100%、交付税措置：なし）
し尿処理施設の建設	一般廃棄物処理事業債（充当率：90%、交付税措置：50%）
市立診療所の改築 （老人保健施設整備分）	介護サービス整備事業債（充当率：90%、交付税措置：なし）
消防救急無線デジタル化 （高機能指令装置整備分）	防災基盤整備事業債（充当率 75%、交付税措置：30%）

- ◇ 過疎対策事業債の元利償還金の基準財政需要額への算入率（70％）を、辺地対策事業債と同等の算入率（80％）に引き上げること。

《 過疎対策事業債の活用を予定している事業 》

- ・市立診療所の改築（診療所改築分）
- ・消防救急無線デジタル化（無線デジタル設備整備）
- ・救急車・消防車両の更新除雪車両の更新
- ・合併浄化槽普及促進事業（合併浄化槽設置に対する補助）

- ◇ 過疎対策事業債をはじめとする地方債の借入条件に関する優遇措置を講じること。

《 借入条件に関する優遇措置（例） 》

- ・発行利率の優遇措置
- ・償還期間の延長（例：過疎債償還期間12年→30年）
- ・据置期間の延長

- ◇ 過疎対策事業債の起債対象となる事業の拡大を図ること。

《 過疎債の適用が求められる事業 》

- ・道路・橋梁や公共施設の長寿命化に伴う経費
- ・住民生活の確保等のためのソフト事業に充当する基金の創設
- ・住民生活の安全確保等のための施設の撤去に伴う経費

- ◇ 高金利の地方債等の繰上償還時における補償金の免除措置を講じること

《 夕張市における未償還残高の状況（平成21年度末） 》

- | | |
|-------------|-----------|
| ・利率4％以上5％未満 | 計 2.7 億円 |
| ・利率3％以上4％未満 | 計 1.6 億円 |
| ・利率2％以上3％未満 | 計 10.8 億円 |

5 国の制度変更等に伴う必要経費に対する財政支援の充実

(総務省・法務省)

国の制度変更等に伴い新たな施策を行う際には、財政再生団体となる夕張市においても地域住民の生活に支障を来すことのないよう、国において、当該施策の円滑な実施に向けた財政上の所要の措置を十分に講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市が策定する財政再生計画には、地上デジタル放送化への対応をはじめ、国の制度変更等に伴う追加施策を盛り込むこととしているが、これらの多くは市の一般財源による負担を伴うものであり、財政再生計画の歳出を増加させる大きな要因の一つとなっている。
- ◇ 国の制度変更等による事業については、地域としての選択の幅も限られ、また、法律等により実施時期が限定されていることから、財政再生計画における歳出の平準化の大きな障害となることが懸念される。
- ◇ 地域住民の生活に不可欠なサービスを公平に確保するため、財政再生団体の夕張市においても、こうした事業が円滑に推進されるよう、国において十分な財政措置を講じることが必要である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 国の制度変更等に伴う次の追加施策に対し、補助金の交付率の引上げや地方債及び一般財源分に係る交付税措置等の財政支援の充実を図り、夕張市の実質的な財政負担を軽減すること。

《 国の制度変更等に伴う追加施策 》

項 目	現行制度における国の財政支援
地上テレビ放送のデジタル化	電波遮へい対策事業費補助金 補助率 1/2（新設 2/3）
消防救急無線のデジタル化	緊急消防援助隊設備補助金 補助率 1/2（上限 8,000 万円） 過疎対策事業債 充当率 100% 交付税措置 70% 防災基盤整備事業債 充当率 75% 交付税措置 30%
戸籍事務の電算化	なし

6 義務教育確保のための施策に対する財政支援の充実

(総務省・文部科学省)

夕張市が行う、適切な教育環境を確保するための義務教育関係施策に対し、当該地域の置かれた社会的、地理的な状況等に鑑み、財政上の所要の措置を十分に講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市では、人口構造の急激な変化や、東西南北にわたる広い地域に集落が点在するという地理的な不利条件等を踏まえ、小・中学校の統廃合により適切な教育環境を確保するとともに、遠距離通学となる児童・生徒の通学支援などの施策を展開していくこととしている。
- ◇ 国の指導要綱等に基づく義務教育を着実に推進するとともに、夕張市の将来を担う子どもたちにとって最良の教育環境を整備するため、国において十分な財政措置を講じることが必要である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 小・中学校の統廃合に伴い、夕張市が行う義務教育を確保するための次の施策に対し、補助率の引上げや地方債及び一般財源分に係る交付税措置等の財政支援の充実を図り、実質的な市の財政負担を軽減すること。

《 夕張市における義務教育確保のための施策 》

項 目	現行制度における国の財政支援
児童・生徒の通学支援（通学バス定期代の給付）	へき地児童生徒援助費等補助金 補助率 1/2 補助年限 5 ヶ年
小学校統合に係る備品購入	なし

<参考> 平成 20 年に民主党が「財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案」を提出

7 第三セクター等の整理に要する経費への財政支援の充実（総務省）

今年度、国において第三セクター等の経営改革のための財政上の特例制度が創設されたことに鑑み、第三セクターや病院事業の整理に伴い夕張市が負担している損失補償や起債の償還等に要する経費に対し、財政上の所要の措置を十分に講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市の出資による第三セクターである「(株)石炭の歴史村」及び「夕張観光開発(株)」は、平成18年及び19年にそれぞれ経営破綻し、現在、同社の清算に伴う損失補償を市が負担している。(返済期間は平成28年度まで)
- ◇ また、旧市立総合病院の診療所化に伴い、夕張市では、診療所の施設整備や病院職員の退職手当に要する資金を調達するため、地方債を発行し、現在、その元利償還金が大きな財政負担となっている。
- ◇ 国においては、今年度、第三セクター等の経営の抜本的な改革を進めるため、地方債の特例制度(第三セクター等改革推進債)を設けたところであるが、制度施行前に夕張市が行った第三セクター等の整理に関する取組についても、同制度創設の趣旨に鑑み、財政上の所要の措置を講じることが必要である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 第三セクターの整理に伴い、夕張市が負担する損失補償の利子相当分に対する経費について、財政支援措置を講じること。
- ◇ 旧市立総合病院の診療所化に伴う施設整備、病院職員の退職手当に充当した地方債の元利償還に対する財政支援措置の拡充を図ること。
- ◇ 土地開発公社の整理に伴う必要経費について、財政支援措置を講じること。

《 対象経費 》

・ 第三セクターの整理に伴う損失補償負担額（利子含む。）	2,967 百万円
・ 市立総合病院の整理に伴う起債償還費（旧病院事業債、退職手当債）	703 百万円
・ 土地開発公社の整理に伴う経費	1,364 百万円

8 基礎自治体による水平補完を促進するための支援の強化（総務省）

近隣地域をはじめ他の市町村との連携により、夕張市が住民サービスを安定的に提供していくことができるよう、関係市町村が負担する経費の一部について支援するなど、国において必要な施策を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 現在、夕張市では、他の市町村から専門的知識を有する職員の派遣を受けるなどの支援・協力を得て施策を進めているが、今後は、これらの取組に加え、様々な分野において、他の市町村との連携を更に強化し、住民サービスの確保、事務の効率化を図ることを模索している。
- ◇ 夕張市が地域住民に対し必要なサービスを安定的に提供していくためには、国や道の支援はもとより、近隣市町村等からの水平補完による支援を充実することが極めて重要であり、こうした取組を一層促進するため、地域主権の確立を目指す国において所要の支援策を講じる必要がある。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 財政再生団体と市町村相互の連携・補完による取組に対し、交付税措置等の財政支援措置を講じること。

《 水平補完の取組（例） 》

- ・ 他の市町村から財政再生団体への職員派遣
- ・ 財政再生団体と近隣の市町村との一部事務組合等による消防、地域医療、廃棄物処理事務等の推進
- ・ 財政再生団体から他の市町村への事務委託 等

9 国家公務員の特別派遣制度の創設（総務省）

夕張市が国と緊密な連携を図りながら、効果的かつ効率的な事務執行を行っていくことができるよう、市の要請を踏まえ、国が給与費を負担して国家公務員を派遣する制度を創設していただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市においては、平成 19 年の財政再建計画策定以降、想定を上回るペースで職員数が減少しており、道では夕張市の行政執行体制を確保するための支援策の一つとして、道の給与負担による職員派遣を行っている。
- ◇ 今後、夕張市が財政再生計画に基づく取組を着実に進めていくためには、国や道との緊密な連携が不可欠であり、とりわけ国の情報を的確に把握するとともに、財政運営や事業執行のノウハウを提供できる人材の派遣が強く求められている。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 財政再生団体の再生支援を目的とする国家公務員派遣制度を創設すること。

《 新たな国家公務員派遣制度（イメージ）》

【対象団体】

- ・ 財政再生団体

【派遣職員の対象業務】

- ① 財政再生計画のフォローアップに係る国との調整
- ② 個別事業に係る国・道との調整
- ③ 専門的分野における技術支援 等

【派遣人数及び期間】

- ・ 派遣人数～5 名程度
- ・ 派遣期間～2 年程度

※ 派遣人数及び派遣期間は、財政再生団体と国との協議により決定

10 地方交付税の確保（総務省）

これまでに夕張市が行ってきた徹底した行財政改革の取組や現在の極めて厳しい財政状況等を考慮し、住民生活に必要な不可欠な行政サービスを確保するための財源として、地方交付税措置の充実を図っていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市においては、平成 19 年の財政再建団体への移行後、全国にも例を見ない規模での行財政のスリム化を行うなど、徹底した歳出の縮減に取り組んでいる。
- ◇ 一方、現在策定を進めている財政再生計画には、公営住宅の再編やし尿処理場の建設など、長期的な観点から住民生活の維持・確保に欠くことのできない事業を盛り込むこととしており、これらの行政需要に応じた財源の確保が必要となっている。
- ◇ 基幹産業の衰退や人口減少が著しい夕張市において、今後、税収の伸びは見込めないことから、住民生活に必要な行政サービスを安定的に提供していくためには地方交付税による財源の確保が必要不可欠である。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 夕張市において、行政執行体制のスリム化と大幅な歳出削減を極めて短期間で実施したことなどを考慮し、普通交付税の行革インセンティブ算定に関する特例措置を講じること。

《 特例措置の内容 》

・ 交付税算定額が抑制されている現状を踏まえ、夕張市が実行している徹底した行政改革の取組を交付税額に適正に反映させるため、単年度の減少係数の上限（3.000）を撤廃するとともに、割増係数を増加。

- ◇ 極めて脆弱な財政基盤の下、住民生活の維持・確保に必要な不可欠な行政サービスを安定的に行うため、財政再生計画期間中は、平成 20 年度と同等以上の特別交付税措置を講じること。

11 制度の弾力的運用（総務省）

夕張市が抱える実質赤字額が巨額であること及び地方財政健全化法制定以前から財政再生団体であったことに鑑み、財政再生計画期間をできるだけ短縮することが可能となるよう、制度の弾力的な運用を図るなど、所要の措置を講じていただきたい。

<背 景>

- ◇ 夕張市においては、市民が将来に希望の持てる財政再生計画とするとともに、1年でも早く自主的な行財政運営が可能となるよう、人件費等の歳出削減努力により、計画期間の更なる短縮を目指している。
- ◇ また、市では、計画的に赤字を解消するために再生振替特例債の発行を予定しているが、同債の償還期間が終了した時点で実質的な財政再建が図られるにもかかわらず、実質公債費比率を前3カ年平均値により算出するというルールによって、引き続き財政再生団体と位置づけされてしまうこととなる。

<具体的な提案・要望事項>

- ◇ 再生振替特例債は実質的な収支不足額の振替であることに鑑み、同債の償還完了年度において同債を除外した実質公債費比率が早期健全化基準を下回っている場合にあっては、同債の償還期間をもって財政再生計画期間とすることができるよう、制度の弾力的な運用を図ること。